



J Aソーラーモジュール限定製品保証書

本《JAソーラーモジュール限定製品保証書》（以降「**限定保証書**」と称す）は、JAソーラー株式会社（以降「**JAソーラー**」と称す）より、モジュール製品に対して発行されます。

第1条 施行日、及び保証開始日

本《限定保証書》は以下いずれかの早い日付からモジュールの性能を保証します。

（以降「**保証開始日**」と称す）。

- 1)モジュール製品の初回引き渡し日(受領日)
- 2)モジュール製品の工場出荷日から6ヵ月後

第2条 製品の限定保証

J AソーラーはDCコネクタおよびケーブルを含む、モジュールを通常の適用、取り付け、使用および使用状況においては、設計、材料および仕上がりに欠陥がないことを保証開始日から144ヶ月間保証します。

もし、モジュールが保証開始日から144ヶ月の間に材料や仕上がりの欠陥のために動作しなくなった場合は、事前にJ Aソーラーとお客様が相互に選択、確認された独立したテスト機関によって検証されればJ Aソーラーの判断で故障あるいは動作不能モジュールを修理又は交換します。

モジュールの修理又は交換は製品の限定保証に基づき提供され、本明細書に記載された期間を超えてはなりません。本「製品の限定保証」は特定の出力を保証するものではありません。

出力に関しては、以下の第3条にて説明します（「**ピークパワーの限定保証**」）。

第3条 限定保証

3.1 ピークパワーの限定保証

J Aソーラーは保証開始日から、モジュールのラベルに明記された「**STC**におけるピークパワー」（以降「**公称最大出力**」）の出力損失が以下の出力ダウン率を超えないことを保証します。

- 1) 単結晶モジュール製品(型番：JAM60SXX-XXX/XX; JAM72SXX-XXX/XX ; JAM78SXX-XXX/XX) :
保証開始日から1年間2.5%以内、2年目から25年までの間年間0.6%以内、25年（ピークパワー有限保証期間最後の1年）後の出力は公称最大出力の83.1%以上を保証します。
- 2) 多結晶モジュール製品(型番：JAP60SXX-XXX/XX; JAP72SXX-XXX/XX) :

保証開始日から1年間2.5%以内、2年目から25年までの間年間0.7%以内、25年（ピークパワー有限保証期間最後の1年）後の出力は公称最大出力の80.7%以上を保証します。

3) ダブルガラス 単結晶モジュール製品（型番：JAM60DXX-XXX/XX；JAM72DXX-XXX/XX）：
保証開始日から1年間2.5%以内、2年目から30年までの間年間0.5%以内、30年（ピークパワー有限保証期間最後の1年）後の出力は公称最大出力の83%以上を保証します。

4) ダブルガラス 多結晶モジュール製品（型番：JAP60DXX-XXX/XX；JAP72DXX-XXX/XX）：
保証開始日から1年内2.5%以内、2年目から30年までの間年間0.5%以内、30年（ピークパワー有限保証期間最後の1年）後の出力は公称最大出力の83%以上を保証します。

（注釈）“X”は各出力分類における型式を表す

用語の意味を統一するため、他の特別な約束がない限り、上記ピークパワー限定保証にかかわる用語は下記の通り定義する。

「公称最大出力」：モジュールのラベルに明記された「STC条件におけるピークパワー」。公称最大出力にはモジュール製品の出力公差を含まない。

「STC条件」：(a) AM1.5の光スペクトル；(b) 照射量1000W/m²；(c) 適切な角度での照射量で、モジュールの温度は摂氏25度。IEC61215 或は同等な基準に従いJ-BOXの端子側で測定を行うものとする。JA Solarの校正標準は国際機関が設定した基準に準ずる。

「ピークパワー」保証開始日から保証期間の間、STC条件で測定誤差を除いた国際基準IEC61215に従って測定した結果。

「出力ダウン率」：下記計算式で計算したモジュールの出力低減比率：

出力ダウン率=100*(公称最大出力-ピークパワー)/公称最大出力(%)

用語の意味を統一するため：ダブルガラスモジュールのピークパワー限定保証はモジュール製品の正面における出力だけを保証対象にします。

3. 2 保証の適用外及び限定事項

(a) すべての保証請求は、適用する保証期間中になされることが条件です。

(b) 「製品の限定保証」及び「ピークパワーの限定保証」は、次のような状態のモジュールには適用しません。

- 1) JAソーラー及びJAソーラーの関連会社の起因でなく、モジュール保存、輸送、搬送の過程で、誤用、酷用、無視、故意の破壊または事故
- 2) JAソーラーの設置マニュアルに従わない不適切な設置、利用、メンテナンス
- 3) 関連の法規法律に従わない、あるいは資格がない人員により設置及びメンテナンス
- 4) JA Solarの同意なく改造、不適切な取り付け、不適切な使用
- 5) 一回設置したモジュールを交換、モジュールを他の場所への移設

- 6) 改竄、消去、識別不可能なラベルやシリアル番号の剥がれ
- 7) (IEC 62548:2016, IEC TS 62738:2018) 基準と関連認証に準拠しないシステム設計
- 8) 車や船などの移動設備への設置
- 9) モジュール製品を極端な環境に暴露や環境の急劇な変化で起こった損壊（極熱、酸性降雨（降雪）、砂吹き、腐食性、塩水環境（海近辺）、汚染された空気、土壌、地下水、黴菌、火災、煙燻し、爆発、焼けを含むがそれに制限されない。）
- 10) 自然災害など不可抗な力による損壊（雷、降雹、霜、豪雪、嵐、津波、洪水、極端な温度、地震、台風、竜巻、火山、隕石、地滑り、山崩れ、動物の攻撃を含むがそれに制限されない）
- 11) JA Solar の力の及ばない第三者の原因による破壊（故意の破壊行為、交通事故、暴動、戦争、ストライキを含むがそれに制限されない）
- 12) 発電システムの外部要因による生じた損壊（電圧変動、過電流、電源損失、未熟練作業などによる不適切な原因）

そして、JAソーラーへの代金支払いを履行しなかった場合、ユーザが代金の債務者にも関わらず、そのモジュール製品は3.1条に定めた製品限定保証と3.2条に定めたピークパワー限定保証の対象外となります。

第4条 保証規模の限定

ここに明記されている「太陽電池モジュールの限定保証」は、表現されたもしくは暗示された他のいかなる保証も除外しそれらに代替するものです。そうした保証には、売り買いできる保証、特定の目的・使用・応用にかなう製品だという保証が含まれますが、これらに限定はされません。

また、JAソーラー側の他のすべての義務や責任も、そうした義務や責任がJAソーラーによって明白に書面にて同意され、署名され、承認されていない限り、ここに明記されている保証の対象とはなりません。

JAソーラーは、モジュールに関連することが原因となって生じた個人あるいは個人所有物に対する損害もしくは傷害について、またはその他の損失や傷害については、一切責任を負いません。そうした原因としては、モジュールにおける欠陥、あるいは、モジュールの使用もしくは取り付けが含まれますが、これらに限定はされません。

使用の損失、利潤の損失、生産高の損失、歳入の損失は、JAソーラーが責任を負うところではないことを特に明記しておきますが、責任を負わない事項はこれらに限定はされません。損害補償その他においてJAソーラーの負うべき責任があるとしたならば、その額は、モジュール1単位を購入するのにお客様がお支払いになった額面を上回らないものといたします。

保証開始日から25年以内は、JAソーラーによって販売されたモジュールの出力は前記の保証値を超えるものとします。またJAソーラー独自の原因に起因する材料と仕上がりにおけるモジュールの欠陥は自由裁量でJAソーラーによって検証されます。さらにお客様による要求があ

れば独立したテスト機関によって確認されます。

(1) 追加のモジュールをお客様に無料で提供することで電力損失を補います。

(2) 欠陥のあるモジュールを無料で修理あるいは追加のモジュールをお客様に無料で提供します。

上記(1)と(2)の追加のモジュールはJAソーラーとお客様の間で締結された売買契約に基づいた場所に無料で届けます。

本明細書に記載されている救済策は唯一かつ排他的な救済策であり、JAソーラーは「ピークパワーの限定保証」に基づき提供することが義務付けられます。

但し書き

真意のほどがわからない欠陥モジュールに対する送料はクレームを申し立てているお客様の負担となります。独立したテスト機関が指摘された欠陥がJAソーラーによって本保証書に基づき保証されるものであることを確認すれば、お客様により支払われた送料は原本の領収書によって払い戻しされます。

第5条 保証を受けるには

設置されたモジュールに製品限定保証とピークパワー限定保証に該当の不具合が発生したことが判明した場合、直に(いかなる場合でも下記いずれかの早い方までに: 1) 不具合判明した14日以内、2) 該当モジュール製品の製品保証期又はピークパワー限定保証期間締め切り日) 書面或はメールでJAソーラー・ジャパン株式会社に直接お知らせ頂く事と致します。

書留郵便にてこの「太陽電池モジュールの限定保証」に記されたJAソーラー・ジャパン株式会社の住所に送るか、もしくは、この「太陽電池モジュールの限定保証」に記されたJAソーラー・ジャパン株式会社のEメールアカウントにEメールを送っていただくものといたします。お客様は、その書面と共に、保証請求の根拠となる証拠を送るものといたします。それと共に、当該モジュールのシリアル番号及び当該モジュール購入のために使用された支払い請求書も送るものといたします。JAソーラーは、お客様から書面を受け取ってから、保証請求を吟味するための十分な時間を与えられるものといたします。

吟味・分析の結果、JAソーラーが書面にて事前に承認してからでなければ、モジュールの返品は受け付けないものといたします。モジュールがJAソーラーで検査、修理又は交換のために返却される場合はJAソーラーはお客様に返品許可(RMA)とともに代替品を提供します。RMAなしではいかなるモジュールの返品も受けません。製品の限定保証とピークパワーの限定保証に関連してJAソーラーはお客様へ合理的、慣習的に文書化された海上の輸送費用(モジュールの返品と代替品)を払い戻します。そのような費用の払い戻しはJAソーラーが事前に承認している場合に限りです。

第6条 保証の移譲

モジュールが保証登録された場所に設置されていれば、その後の所有者に移譲できる

ものとしします。

第7条 各条項・各部分の分離性

この保証のある一部、ある条件、ある条項、もしくはそれらを個人あるいは状況に適用することが無効、失効、あるいは適用され得ないと判断された場合には、残りのすべての部分、条件、条項、あるいはこの保証の適用すべてについては元の効力を持ちます。従って、こうした残りの部分、条件、条項、あるいはこの「太陽電池モジュールの限定保証」の適用は、無効部分と切り離し、独立有効扱いとするものとしします。

第8条 論争の解決

本保証に関連して発生したいかなる論争、紛争又は請求も、本会社の所在地の簡易裁判所もしくは地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条 その他

モジュールの修理もしくは交換、あるいは追加のモジュールの提供によって、新たな保証期間が始まるものではありません。また、この「太陽電池モジュールの限定保証」によるもともとの保証期間が延長されるものでもありません。返品されたモジュールは、JAソーラーの所有物となり、JAソーラーの一存で処理できるものとしします。

保証請求の時点で、JAソーラーが同一のモジュールの製造を取りやめていた場合には、取り付け可能な別の型番のモジュール（サイズ、色、形、パワーにおいて違うもの）をお届けする権利を有するものとしします。

第10条 不可抗力

戦争、暴動、ストライキ、戦争相当状態、疫病もしくは他の伝染病、火事、洪水、あるいは、JAソーラーのコントロールの及ぶべくもない他の似たような原因や状況により生じた、この「太陽電池モジュールの限定保証」を含む販売契約の不履行あるいはその遅れに関しては、JAソーラーはお客様あるいはいかなる第三者に対しても一切責任を負いません。

(注釈) 「STCにおけるピークパワー」とは、太陽電池モジュールが最大パワーポイントにおいて出力できるワットピークでのパワーのことです。「STC」は以下の通りです。

(a) AM 1.5の光スペクトル

(b) 1平方メートル当たり1000ワットの照射量

(c) 適切な角度での発光で、モジュールの温度は摂氏25度

測定は、IEC 61215に準じて行われ、コネクタもしくは端子箱でテストされています。JAソーラーのテスト基準は、太陽電池モジュール製造日の時点で有効なものです。

【お問い合わせ先】

J Aソーラー・ジャパン株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル9階960

電話：03-5219-6133

FAX：03-5219-6134

メール：info.jp@jasolar.com

【製品保証】

JA Solar Co., Ltd.

Address: Building No.8,Noble Center, Automobile Museum East Road,
Fengtai District, Beijing,100160 China

Tel: +86-400-4230-186

Email: Services@jasolar.com